

大阪市告示第1323号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年9月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 東成屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和8年10月5日（月）	午前9時から 午後9時30分まで
	令和8年10月19日（月）	
	令和8年10月26日（月）	
大阪市立 東成屋内プール 水泳場	令和8年10月13日（火）	午後2時30分から 午後7時30分まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 東成屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和8年10月1日（木）から 同月2日（金）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和8年10月3日（土）	午前9時から 午後8時30分まで
	令和8年10月4日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和8年10月6日（火）から 同月9日（金）まで	午前9時から 午後9時30分まで

令和 8 年10月10日（土）	午前 9 時から 午後 8 時30分まで
令和 8 年10月11日（日）	午前 9 時から 午後 7 時30分まで
令和 8 年10月12日（月）	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
令和 8 年10月14日（水）から 同月16日（金）まで	
令和 8 年10月17日（土）	午前 9 時から 午後 8 時30分まで
令和 8 年10月18日（日）	午前 9 時から 午後 7 時30分まで
令和 8 年10月20日（火）から 同月23日（金）まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
令和 8 年10月24日（土）	午前 9 時から 午後 8 時30分まで
令和 8 年10月25日（日）	午前 9 時から 午後 7 時30分まで
令和 8 年10月27日（火）から 同月30日（金）まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
令和 8 年10月31日（土）	午前 9 時から 午後 8 時30分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）